

IFRS による利益概念

中 井 和 敏

要 旨

2015年にも強制適用する予定であったIFRSの我が国への導入は大幅に遅れており、導入の賛否を巡り多方面で活発な議論が展開されている。IFRSでは、「損益計算書」は「包括利益計算書」へ、「貸借対照表」は「財政状態計算書」へと名称変更され、表示項目も変わる。また、IFRSによる利益算定は「資産・負債アプローチ」によって行われ、日本基準による「収益・費用アプローチ」とは異なった考え方に基づいている。特に「包括利益計算書」は、継続事業と非継続事業の区分表示、経常損益や特別損益表示の廃止に加え、コンバージェンスによる「包括利益」という新しい利益概念の導入など、これまでの「損益計算書」とは異なった様式になる。ただし、「包括利益」を事業活動の成果を示す指標であるとする見方には検討すべき問題が多く、特に、「包括利益」を経営管理指標として活用する場合、従来の「損益計算書」との相違点や活用目的など多岐にわたる検討が必要である。

I. はじめに

我が国の会計制度は、2000年前後から数年間にわたり会計ビッグバン⁽¹⁾と称される大幅な見直しが行われた。会計ビッグバンでは国内会計基準の国際的統一化という方向で検討がなされ、その後も、商法改正にともなう会社法や金融商品取引法の施行など、広範囲にわたる改訂が継続的に行われてきた。さらに、近年、世界各国でIFRS(国際会計基準)⁽²⁾という新たな会計基準の導入が図られ、欧州や東アジアを中心とした多数の国々では既にIFRSによる決算書作成が実施されている。我が国もIFRSの導入を予定しているが、現在、導入の賛否を含め、さまざまな議論が展開されている。

金融庁は、当初、2015年もしくは2016年に我が国へのアドプション(adoption: 強制適用)によるIFRS導入を決定するという予定で準備を進めてきた。しかし、2013年現在、東日本大震災の影響や米国におけるIFRSとのコンバージェンス(convergence: 収斂)作業の遅れなどの理由により、我が国における本格的な導入は先送りされている。ただし、IFRSによる決算報告は、2010年3月期決算以降任意適用が認められたこともあり、毎期数社ではあるが、国際的な規模で事業を行っている企業を中心として増加傾向にある。

IFRSの特徴として「資産・負債アプローチ」「公正価値」「原則主義」の3つが挙げられる。なかでも特に「資産・負債アプローチ」による利益算定の方法には利益概念そのもののパラダイム・シフトが反映されている。本稿ではIFRSの利益概念の検討をとおして、現行会計基準(日本基準)との相違

や、事業活動に与える影響などについて考察する。

II. IFRSによる利益算定の方法

IFRSは新たに設定された単独の基準だけで構成されているわけではない。これまで国際的な統一基準とする会計基準は、IASB (International Accounting Standards Committee: 国際会計基準委員会)によって作成されたIAS (International Accounting Standards: 国際会計基準)がある。しかし、国際統一基準の実現には各国の利害調整がネックとなり、共通の理解を得るには程遠い状態が続いていた。2000年代に入り、IASBはIASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会)へと組織改編が行われ、それにともないIAS (国際会計基準)はIFRS (国際財務報告基準)へと名称変更された。IASにおける規定はIFRSになっても一部は継承されており、現在も有効に機能している。このような経緯もあり、IFRSの諸規定は厳密に言えば、

- ① 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS or IFRSs)
- ② 国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS)
- ③ 国際財務報告基準解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC) 解釈指針
- ④ 解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee: SIC) 解釈指針書

の4つで構成され、その詳細をみると「IASによる規定と解釈指針」と「IFRSによる規定と解釈指針」が混在し適用されている。この4つの諸規定を総称して「IFRS (あるいは複数形として「IFRSs」と表示することもある)」といわれている。ちなみに、本稿では「IFRS」という用語を使用している。しかも、IFRSは、現在でも完成形ではなく、随時、改訂や新たな条文が加えられており、いわば進行形の状態にある。

我が国では、2010年3月期よりIFRSによる決算報告が任意適用となり、第1号企業として日本電産工業(株)が実施に踏み切った。同社の2010年06月25日付の「国際会計基準 (IFRS) を適用した決算の発表」と題する次のようなコメントを公表している。

「当社は、2010年5月13日(木)に国際会計基準 (IFRS) を適用した2010年3月期の決算短信(連結)を発表し、本日、IFRSを適用した有価証券報告書を提出いたしました。当社は2002年3月期から海外投資家向けの英文アニュアルレポートに掲載する連結財務諸表にIFRSを適用してまいりましたが、国内の財務報告におきましても、2010年3月期から国際的な財務活動又は事業活動を行い一定の要件を満たす会社を対象にIFRSの任意適用が可能となりましたので、財務報告の一層の品質向上と経営効率の向上を図るために日本企業として初めてIFRSを適用いたしました。IFRSは、世界的に承認され遵守されることを目的として国際会計基準審議会 (IASB) によって設定された会計のグローバルスタンダードで、世界の多くの国々で採用されています。日本でも早ければ2015年にもIFRSが強制適用される予定です。

(注) IFRS: International Financial Reporting Standards

IASB: International Accounting Standards Board

」

その後、大企業を中心として、IFRSによる決算報告を実施し(図表1-①)、さらに数社が実施を予定している(図表1-②)。

図表1-① IFRSを適用している会社の決算短信・第1四半期決算短信(初度適用時)

会社名	業種分類	決算短信等(初度適用時)
日本電波工業	電気機器	2010年3月期 決算短信
HOYA (※1)	精密機器	2011年3月期 決算短信
住友商事 (※2)	卸売業	2011年3月期 決算短信
日本板硝子 (※3)	ガラス・土石製品	2012年3月期 第1四半期決算短信
〃	〃	2012年3月期 決算短信
日本たばこ産業	食料品	2012年3月期 決算短信
ディー・エヌ・エー	サービス業	2013年3月期 第1四半期決算短信
〃	〃	2013年3月期 決算短信
アンリツ	電気機器	2013年3月期 第1四半期決算短信
〃	〃	2013年3月期 決算短信
SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	2013年3月期 第1四半期決算短信
〃	〃	2013年3月期 決算短信
マネックスグループ	証券、商品先物取引業	2013年3月期 決算短信
双日	卸売業	2013年3月期 決算短信
トーセイ	不動産業	2013年11月期 第1四半期決算短信
中外製薬	医薬品	2013年12月期 第1四半期決算短信
楽天 (※4)	サービス業	2013年12月期 第1四半期決算短信
ネクソン	情報・通信業	2013年12月期 第1四半期決算短信
ソフトバンク	情報・通信業	2014年3月期 第1四半期決算短信

(※1)2010年3月期はIR資料としてIFRS決算書を作成。2011年3月期の決算短信からIFRSで開示。

(※2)2011年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。決算短信は2012年3月期第1四半期よりIFRSを適用(2011年3月期決算短信は簡略版を作成)。

(※3)IFRS適用準備に関する説明資料等を開示。

(※4)IR情報としてIFRSに基づく連結財務諸表(2012年12月期)、IFRS適用準備に関する説明

図表1-② IFRSを任意適用することを予定している会社一覧

会社名	業種分類	導入予定時期
旭硝子	ガラス・土石製品	2013年12月期
丸紅	卸売業	2014年3月期 第1四半期
アステラス製薬	医薬品	2014年3月期
武田薬品工業	医薬品	2014年3月期
小野薬品工業	医薬品	2014年3月期

(出所) 東京証券取引所HP (<http://www.tse.or.jp/>) による2013年8月1日現在の状況。

企業の事業活動に関する利益算定方法には、「収益・費用アプローチ」による方法と「資産・負債アプローチ」による方法の2つがある。「収益・費用アプローチ」では1会計期間における収益から費用を差し引き、利益を算定する。その利益は損益計算書(IFRSでは「包括利益計算書」と称する)に示される。「資産・負債アプローチ」では、期末の資産と負債の差額(期末純資産)から期首の資産と負債の差額(期首純資産)を差し引き、その差額を利益として算定する。したがって、利益算定にあつ

ては貸借対照表（IFRSでは「財政状態計算書」と称する）に基づいて算出される。

我が国では、これまで「保守主義の原則」に基づき、収益の計上は実現主義、費用の計上は発生主義を原則として、1会計期間（通常は1年間）における期間損益計算、すなわち「収益・費用アプローチ」による利益算定を行ってきた。また、資産評価についても「取得原価主義」に基づいて貸借対照表に計上し、有形固定資産や一部の無形固定資産については減価償却という会計固有の手続きにより費用の期間配分を行い、利益計算に反映させる会計処理を行ってきた。したがって、日本基準によって作成される「損益計算書」上の利益は、企業の事業活動における経済行為（取引）によって獲得された成果が示されることになる。

これに対し、IFRSによる利益算定は「資産・負債アプローチ」による方法をとっており、資産と負債の差額を利益として把握する。この利益のことを「包括利益：comprehensive income」といっている。差額の内訳は、企業が行う事業活動の成果を期間損益計算によって算定された「当期純利益」と「その他の包括利益」⁽³⁾とに大別されるが、両者の金額を合算し「包括利益」を算出し、資本の部（日本基準では「純資産の部」と称している）の1項目として表示する。

しかしながら、この「包括利益」のなかには、純資産の変動額のうち増資など資本取引以外の、いわゆる「未実現の評価損益」が含まれている。こういった「未実現の評価損益」は当該企業が保有する資産・負債の期首と期末の差額である純資産（IFRSでは「資本」という項目で表示している）に属するものであり、資本金・資本剰余金・利益剰余金など従来から用いられている勘定科目に加え「その他の包括利益」という勘定科目で表示される。この「その他の包括利益」には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、持分法適用会社に対する持分相当額なども含まれている。

このようにIFRSによる「包括利益計算書」上、最終損益として表示される「包括利益」には、期間損益計算で求められた「当期純利益」に加え、「資産・負債アプローチ」による純資産の変動額を利益あるいは損失として認識したものを含んでいる。しかし、「その他の包括利益」を構成する各勘定科目は市場環境の変動要因の影響を受けやすく、しかも「評価益（あるいは損）」という「未実現利益（損失）」をも含んで計上されている。「当期純利益」にこのような要素を持った「その他の包括利益」を加算した「包括利益」は、企業の当期業績評価といった観点では、日本基準により算定された最終損益の「当期純利益」とは性格を異にする利益である。したがって、「包括利益」を利益管理指標として活用するためには、特に未実現利益の捉え方を含めた、「利益」の見方に関する新たな検討が必要になる。

III. 「包括利益」の基本概念

1. 「包括利益」までの表示プロセス

(1) 「営業損益」「営業外損益」「経常損益」「特別損益」の表示

先述したように、我が国の会計法規における有価証券報告書の提出会社は、2010年3月期決算よりIFRSによる財務諸表（財政状態計算書・包括利益計算書など）の任意適用が認められている。「包括利益計算書（日本基準でいえば「損益計算書」）」に示される「包括利益」は、これまでの日本基準と

IFRSのコンバージェンス(収斂)というプロセスのなかで導入された新しい利益概念である。「包括利益」は「包括利益計算書」の中に表示され、2011年3月期より、有価証券報告書提出会社は連結財務諸表の一環として「包括利益計算書」の作成および提出が義務付けられることになった。

現行日本基準と大きく異なる点としては、「経常利益」や、火災・震災など通常の事業活動では発生しない原因による「特別利益」や「特別損失」という項目も表示しないことがある。特に「経常利益」は、本来の事業活動の成果としての利益(営業損益)に加え、金融機関等の関係で発生する損益(営業外損益)を含んだ利益である。このため、この利益概念は企業活動の目標となるべき重要な指標として位置付けられており、現在でも「経常利益」を全社的な目標達成指標として設定する企業も多く、重要視されている。

現行の日本基準による「損益計算書」では、まず売上高から売上原価を差し引いて「売上総利益」を表示し、その「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を差し引いて「営業利益」を表示する。この「営業利益」こそ、本来の事業活動によって得られた利益である。この利益に財務活動の成果を反映した「営業外収益」あるいは「営業外費用」を加味して「経常利益」を表示する。一般的に、この利益は「企業の経常的な事業活動の成果を示す利益である」と認識されている。さらに、事業活動を遂行するなかで、災害などを原因として発生する損益や、効率的な事業活動を展開するうえで遊休資産を売却することなどによって発生する損益もある。このような損益は、いわばスポットで発生するものであり、これらについての損益は「営業利益」や「経常利益」と切り離して会計処理をし、「特別利益(損失)」として表示する。このように、発生する要因とそれによる結果を明らかにした段階的な利益区分は分かりやすく、経営管理上、極めて重要な意義を持つ。したがって、「営業利益」や「経常利益」などは、事業活動を効率的に推進するための達成すべき「目標利益」として設定されるなど、幅広く活用されている。

このような現行の日本基準による表示方法に対し、IFRSによる「包括利益計算書」では、「損益計算書(日本基準)」に表示されてきた「売上総利益」「営業利益」「経常利益」「税引前当期純利益」「当期純利益」といった各利益は、一部は同じ名称(勘定科目)を使うものの、その内容は大きく異なったものになっている。さらに、IFRSによる表示項目として、特徴的な利益概念である「包括利益」という新しい項目(勘定科目)の記載が求められることになった。

IFRSによる「包括利益計算書」の表示に関することは「IAS(International Accounting Standard: 国際会計基準)第1号 財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements)」として規定されている。当年度のすべての収益及び費用項目は、他のIFRSが要求しているか、または認めていない限り、損益として計上しなければならないとしている(IAS第1号88項)。そして、当年度に認識した収益と費用項目すべてを次のいずれかにより表示することが求められている(IAS第1号81項)。「以下のいずれか」として「I計算書方式」と「II計算書方式」の2つの表示方法を明示している(IAS第1号81項)。「I計算書方式」は単一の包括利益計算書に当期利益とその他の包括利益の両方を表示する方法であり、「II計算書方式」は損益計算書(当期純利益までを表示)と包括利益計算書(当期純利益から当期包括利益まで、その他包括利益の構成要素を表示)の2つの計算書を表示する方法で、任

意選択になっている。ただし、選択した表示方法は、毎期継続することが原則になっている。

「(IAS 第1号82項)」には、「包括利益計算書」の本体に記載すべき表示項目として、「少なくとも」という文言を付し、次の項目をあげている。

- ① 収益
- ② 融費用
- ③ 持分法適用関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分
- ④ 税金費用
- ⑤ 以下の 1) 2) の合計額
 - 1) 廃止事業の税引後損益
 - 2) 廃止事業を構成する資産または処分グループについて、売却費用控除後の公正価値での測定または処分に際して認識される税引後利益
- ⑥ 当期利益または損失
- ⑦ 費目別分類（性質による分類）によるその他包括利益のうち⑧を除く各項目
- ⑧ 持分法を適用した関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他包括利益に対する持分
- ⑨ 当期包括利益

また、次の項目については、当期の包括利益計算書の内訳として表示しなければならないとしている（IAS 第1号83項）。

- ⑩ 当期利益または損失に関する以下の内訳
 - 1) 非支配持分に帰属する利益または損失
 - 2) 親会社の持分所有者に帰属する利益または損失
- ⑪ 当期包括利益に関する以下の内訳
 - 1) 非支配持分に帰属する当期包括利益
 - 2) 親会社の持分所有者に帰属する当期包括利益

「IAS」によって規定された最低限必要とする項目をIFRS「包括利益計算書」に示すと次のようになる（図表2）。

図表2 IFRS による「包括利益計算書」

①収益
②金融費用
③持分法適用関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分
④税金費用
⑤以下 A) B) の合計額
A) 廃止事業の税引後損益
B) 廃止事業を構成する資産または処分グループについて、売却費用控除後の公正価値での測定または処分に際して認識される税引後利益
⑥当期利益または損失
⑦その他包括利益
⑧持分法を適用した関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他包括利益に対する持分
⑨当期包括利益

(出所)「IASの規定」に基づいて筆者作成。

多くの点で選択適用を認めているIFRSの「包括利益計算書」であるが、現行日本基準による「損益計算書」の様式と比較した場合、情報量が格段に増えたかという点、そうとはいえない。むしろ、情報量は少なくなり、必要な会計情報が混在して表示されている、という印象を持つ。たとえば、IFRSでは「当期利益」（日本基準では「当期純利益」）の表示を義務付けているが、「営業利益」の表示については特に義務付けていない。「営業利益」を表示するかしないかは企業独自の判断に任せている。また、「(IAS第1号87項)」では、いかなる損益項目も包括利益計算書の本体及び注記において特別（異常）損益項目として表示してはならないとしているため、包括利益計算書では、日本基準のような「経常利益」や「特別利益」の項目を設けていない。このため、IFRSでは、当該企業は株主・投資家などのステークホルダー（利害関係者）に対し、自社の経営状況を十分説明するための必要な項目や情報を出来る限り「付記」することを勧めているのである。

先述したように、日本基準による「損益計算書」では、本来の事業活動の成果として「営業利益」を表示し、受取利息、受取配当金や有価証券売却益といった事業外の収益については「営業外収益」として、また、支払利息や有価証券売却損といった事業外に発生した費用は「営業外費用」として計上し、「営業利益」に「営業外損益」を加算して「経常利益」を表示してきた。さらに、スポットで発生した損益は「特別利益」あるいは「特別損失」として区分計上し、「経常利益」にこれら「特別損益」を加算し「税引前当期純利益」、さらには「当期純利益」を表示する形式をとっている。

これに対し、IFRSの「包括利益計算書」では「(IAS第1号87項)」の規制の下、これまで「営業外収益」に区分されたもののなかで、本来的な事業活動に係わる分は「その他営業収益」として、「営業外費用」については「その他営業外費用」として「営業利益」の前段階に表示される。また、日本基準では、保有していた不動産などの固定資産を売却した時、利益が認識できれば「固定資産売却益」として「特別利益」に、損失が発生すれば「特別損失」に、また、災害や一過性の事故などによって発生する損失も「特別損失」として区分表示することになっている。

IFRSでは、このような日本基準にみられる表示方法はなくなる。IFRSでは、日本基準で表示される「特別利益」と「特別損失」はすべて、「包括利益計算書の本体及び注記において特別（異常）損益項目として表示してはならない」との規定により、該当する取引はすべて「営業損益」のなかで区分し表示されることになる。したがって、

図表3 IFRSによる「営業利益」の表示例

IFRSによる「営業利益」は本来の事業活動以外に発生する収益・費用が加味されて表示されるので、これまで認識していた「営業利益」の概念、すなわち「本来的な事業活動によって得られた成果」とは異なった概念による「利益」あるいは「損失」が表示されることになる（図表3）。

売上収益	×××
売上原価	×××
売上総利益	×××
固定資産売却益	×××
販売費・管理費	×××
固定資産売却損	×××
営業利益	×××

（出所）「IFRSの包括利益」を参考にして筆者作成。

(2) 費用に関する「費用別分類」と「機能別分類」の表示方法

「(IAS 第1号99項)」には、「企業は費目(性質)または企業内における機能の別に基づき分類した費用の分析を表示することにより、信頼性のある、より目的適的な情報を提供しなければならない」とし、「費用別分類(性質による分類)または機能別分類による表示方法の選択適用を認めている。そして、どちらを選択するかについては、従来からの慣行および業界の状況、および企業の業務内容による」⁽⁴⁾という規定がある。

「費用別分類」とは、費用を人件費・荷造運送費・広告宣伝費・減価償却費などといった「性質」によって表示する方法であり、「機能別分類」とは、売上原価・販売費・管理費といった「機能」に応じた区分によって費用を表示する方法である。これまでの日本基準による「損益計算書」では「機能別分類」によって費用の内訳を表示していたが、IFRSによる「包括利益計算書」では、費用を性質によって分類する「費用別分類」による表示も認められることになる。どちらの様式によって情報提供するかについては企業の判断に任せている。参考までに「費用別分類」と「機能別分類」による「包括利益計算書」について簡単な様式を示しておく(図表4)。

図表4 「費用別分類」と「機能別分類」による「包括利益計算書」

費用別分類	機能別分類
収益	収益
その他の収益	売上原価
製品及び仕掛品の棚卸増減高	売上総利益
原材料及び消耗品使用高	その他の収益
従業員給付費用	販売費
減価償却費及び償却費	一般管理費
その他の費用	その他の費用
費用合計	税引前利益
税引前利益	

(注) ただし、費用を機能別に分類している場合は、減価償却費、償却費、従業員給付費用など費用の内容に関して追加情報を開示しなければならない(IAS 第1号104項)。

(出所) 新日本有限責任監査法人編(2009)『完全比較 国際会計基準と日本基準』レクスネクス・ジャパン(株)、pp.73・74を参考にし、一部筆者修正。

(3) 非継続事業に関する損益の表示

IFRSによる「包括利益計算書」では、企業が行う事業活動を「継続事業(continuing operations)」と「非継続事業(discontinued operations)」に区分して表示することになっている。

開示する事項としては

- ① 包括利益計算書上における次の合計額からなる単一の金額
 - 1) 非継続事業の税引後損益
 - 2) 非継続事業を構成する資産または処分グループを、売却費用控除後の公正価値で測定したこと、または処分したことにより認識した税引後の利得・損失

② 上記1)単一の金額の次の内訳

- 1) 非継続事業の収益・費用および税引前損益
- 2) 関連する税金費用
- 3) 非継続事業を構成する資産または処分グループを、売却費用控除後の公正価値で測定した
こと、また処分したことにより認識した利得・損失

であり、これらの内訳は、「注記」または「包括利益計算書」上に表示する。「包括利益計算書」に表示する場合は、非継続事業に関連するものとして区分表示することになる⁽⁶⁾。ちなみに、「(IFRS第5号)」には「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」という項目を設け、同規定の目的を「売却目的保有資産の会計処理や、廃止事業の表示および開示を定める」としている。要求される会計処理などの概要は次のようになっている⁽⁶⁾。

- ① 減価償却を中止し、帳簿価格と売却費用控除後公正価値のいずれか低い方で測定する。
- ② 財政状態計算書の本体に区分表示する。
- ③ 廃止事業の業績を包括利益計算書または損益計算書に区分表示する。

日本基準による「損益計算書」では「営業損益計算」「経常損益計算」「特別損益計算」を区分計上し、「最終損益（当期純利益）」を表示しなければならないが、企業自身が近い将来、当該事業から撤退すると決めていたとしても、特に、非継続事業に関連する損益を、継続事業の損益と区分して表示することを要求していない。しかし、IFRSでは非継続事業(すでに処分されたか、または売却目的で保有する非流動資産や非継続事業)については、「包括利益計算書」および「キャッシュ・フロー計算書」に「非継続事業」として表示しなければならないとしている⁽⁷⁾。

IFRSが要求するこのような情報開示は、IFRSの「概念フレームワーク」の「財務報告の目的、質的特性及びそれらの制約」⁽⁸⁾という項目にあるように、投資家等のステークホルダーに対し、当該企業の将来的な事業展開や方向性を明らかにし、当該企業がもたらす将来のキャッシュ・インフローがどのような規模になるのか明示することを目的としている。

(4) 「その他の包括利益」の表示

「その他の包括利益 (other comprehensive income)」とは、包括利益のうち当期利益や少数株主損益に含まれない部分をいい、連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分が含まれる。「(IAS第1号7項)」では「その他の包括利益とは、損益として認識しないこと（含む再分類修正＝組替調整額（筆者加筆））が他のIFRSの基準書で要求または許容されている収益および費用である」と定義し、以下の項目が含まれるとしている。

- ① 再評価剰余金の変動 (IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」参照)
- ② IAS第19号「従業員給付」に従い計上される給付建年金制度（確定給付制度＝筆者加筆）に関する保険数理差損益（繰延ヘッジ損益＝筆者加筆）
- ③ 在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる差損益（為替差額＝筆者加筆）(IAS第21号「外国為替レート変動の影響」参照)

- ④ 売却可能金融資産の再測定にかかる損益 (IAS 第39号「金融商品：認識および測定」参照)
- ⑤ キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジ手段にかかる利得および損失のうち有効と判定される部分 (IAS 第39号「金融商品：ヘッジ会計」参照)

参考までに、一例としてIFRSによる「包括利益計算書」の様式を示しておく (図表5)。

図表5 IFRSによる「包括利益計算書」の様式の一例

項 目	注記番号	20×1年	20×2年
継続事業			
売上収益	××	×××	×××
売上原価	××	<u>×××</u>	<u>×××</u>
売上総利益		×××	×××
その他の収益		×××	×××
販売費	××	×××	×××
管理費	××	×××	×××
その他の費用		<u>×××</u>	<u>×××</u>
営業利益		×××	×××
金融収益	××	×××	×××
金融費用	××	×××	×××
持分法による投資利益	××	<u>×××</u>	<u>×××</u>
税引前利益		×××	×××
法人所得税費用	××	<u>×××</u>	<u>×××</u>
継続事業からの当期利益		×××	×××
非継続企業			
非継続事業からの当期損失	××	<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期利益	××	×××	×××
その他の包括利益			
在外営業活動体の換算損益	××	×××	×××
売却可能金融資産評価損益	××	×××	×××
キャッシュ・フロー・ヘッジ損益	××	×××	×××
不動産再評価益	××	×××	×××
確定給付制度の数理計算上の差異	××	×××	×××
持分法によるその他の包括利益	××	×××	×××
その他の包括利益に係わる法人所得税	××	<u>×××</u>	<u>×××</u>
税引後その他の包括利益		<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期包括利益合計		×××	×××
当期利益の帰属			
親会社の所有者			
継続事業からの当期利益		×××	×××
非継続事業からの当期利益		<u>×××</u>	<u>×××</u>
親会社の所有者に帰属する当期利益		×××	×××
非支配持分			
継続事業からの当期利益		×××	×××
非継続事業からの当期利益		<u>×××</u>	<u>×××</u>
非支配持分に帰属する当期利益		<u>×××</u>	<u>×××</u>
当期利益		×××	×××

当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		×××	×××
非支配分		×××	×××
当期包括利益合計		×××	×××
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり利益		××	××
希薄化後1株当たり利益		××	××
1株当たり当期利益（継続事業）			
基本的1株当たり利益		××	××
希薄化後1株当たり利益		××	××

(出所) テトロイトマツFAS(編) (2011) 『IFRS財務4表の読み方と経営分析』かんき出版、p. 63。(一部筆者修正)

先述したように、我が国では、2010年6月30日、企業会計基準委員会から「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、2011年3月31日以後に終了する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から、包括利益を表示することになった。この会計基準はまず連結財務諸表に適用され、個別財務諸表への適用は、企業会計審議会における個別財務諸表の在り方に関する審議の状況を踏まえたうえで、判断するとしている。しかしながら、現時点では連結財務諸表への適用に止まっている。ちなみに、この「包括利益の表示に関する会計基準」は2012年6月29日に改正され、最終改正は2013年9月13日となっており、僅かな条項ではあるが、必要の都度、変更が繰り返されている。

また、IFRSでは、詳細な財務情報を開示する資料として包括利益計算書の作成を求めており、特に「注記」については、「(IAS第1号112項)」で次の事項に関する情報開示を要請している。

- ① 財務諸表作成の基礎となる事項及び適用した特定の会計方針に関する情報
- ② 財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書またはキャッシュ・フロー計算書の本体に記載されていないが、IFRSにより開示が要求される情報
- ③ 財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書またはキャッシュ・フロー計算書の本体に記載されていないが、その理解のために必要と判断された追加情報

このような情報は当該企業のステイクホルダーにとって不可欠な情報であるとの認識のもと、特に本体に記載されない場合は、「注記」として開示することを求めているのである。

2. 包括利益計算書と「リサイクリング」の問題

「包括利益」は、日本基準とIFRSとのコンバージェンスの一環として導入された新しい利益概念である。先述した企業会計基準委員会による企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」では、「包括利益」と「その他の包括利益」を次のように定義している。

① 包括利益

ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結

財務諸表においては、当該企業の子会社の非支配株主も含まれる。

② その他の包括利益

包括利益のうち当期純利益に含まれない部分をいう。連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分が含まれる。

IFRSの「包括利益」と「その他の包括利益」についての定義、すなわち「所有者としての地位に基づく所有者との取引から生じる変動以外の、取引やその他の事象から生じる、期間中の資本の変動であり、損益とその他包括利益を合算したものである」(IAS第1号7項)とした内容は、資本取引以外による純資産の変動として包括利益を定義するもので、基本的には企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」と同様の定義と考えられるとの、見解に拠っている。

ただし、先の「その他包括利益の定義」のなかにあるように、「その他包括利益とは、損益として認識しない(再分類修正を含む)ことが他のIFRSの基準書で要求または許可されている収益及び費用である」とする定義を勘案すると、「再分類修正」の問題が浮上する。

「再分類修正」とは、通常「組替調整 (reclassification adjustment): リサイクリング」といわれるもので、「当期または過年度においてその他の包括利益で認識され、当期において純損益に組み替えられた金額」のことである。たとえば、当期以前に売却目的で取得した有価証券が原価50であったものを時価評価すると100になった場合、含み益50を「その他包括利益」に計上する。そして、当該有価証券を当期に売却し、50の売却益が発生したとする。この場合、「その他包括利益」に計上していた評価益50を取得価額と売却額との差額50を有価証券売却損益として「当期純利益」に組み替え計上する。このような会計処理のことを一般に「組替調整 (リサイクリング)」といている。IFRSでは、このことを「再分類修正」という用語で表している。このリサイクリングを行うことができるかどうかという問題は、従来の「当期純利益」と新たな利益概念である「包括利益」との相違点に関わってくる。何故ならば、この相違点は、保有していた有価証券を実際に売却して得られた「売却益」は「実現した利益」であり、「評価益」はあくまでも「未実現利益」であるということ、両者の利益概念は根本的に異なった性格を有するからである。

「(IAS第1号92項、94項)」では、このような「その他の包括利益」は項目に関連する「再分類修正」(一般には「組替調整(リサイクリング)」と呼ばれている)は、「包括利益計算書の本体」または「注記」で開示することを求めている。しかし、日本基準ではリサイクリングを認めているが、IFRSでは一部の項目しか認めていない(図表6)。

図表6 IFRSにおける「その他の包括利益」のリサイクリングの可否

	項 目	リサイクリングの可否
(a)	自己使用固定資産の再測定損益	否
(b)	確定退職給付制度における数理計算上の差異の即時認識	否
(c)	在外営業活動体の財務諸表の累積換算差額	可
(d)	売却可能金融資産の未実現損益	可
(e)	キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段から生じた損益の繰延額	可
(f)	(IFRS9を早期適用した場合) 売買目的以外の持分金融商品についてその他の包括利益(OCI)オプションを選択した場合の評価損益および売却損益	否

(出所) 「IAS第1号92項・94項」より作成。

IFRSでは（「IAS第1号92項・94項」）に「(c)在外営業活動体の財務諸表の累積換算差額」「(d)売却可能金融資産の未実現損益」「(e)キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段から生じた損益の繰延額」については、当期利益への計上要件を満たした時点で、「その他の包括利益」から「当期利益」への振替が行われる。その他の項目についてはリサイクリングを認めていない。リサイクリングが認められない理由としては、「含み損益」を「実現利益」として損益計算に含めるという会計処理は、経営者の都合が入り込む余地があり、恣意的に行われることの防止を目的としたものと推察される。しかしながら、そのような理由があるにせよ、結果として「未実現利益」を計上することには変わらない。

IFRSによる会計処理は「原則主義」が基本になっている。このため、「包括利益計算書」に表示される「包括利益」と、日本基準による「損益計算書」に表示される「当期純利益」とでは、利益自体の内容が異なり、その質において大きな違いがある。日本基準による「当期純利益」はあくまでも「実現した取引を基本として算定された利益」である。このような観点からすれば、IFRSによる「包括利益」に対しては、これまで持っていた利益概念の認識を改める必要がある。

また、IFRSの「包括利益」について、公益財団法人東京財団の『政策提言』による次のような見解もある。それによると、「IFRSの会計観をフレームワークから見ると、包括利益こそが唯一の利益であって、当期純利益には基本的には無関心であるということである。『利益』が過去1年間の業績を表す言葉だとすれば、包括利益は利益ではない。『当期純利益の表示をなくす』、とか『その他包括利益から当期純利益へのリサイクリング禁止』という主張も、フレームワークの考え方からすればむしろ当然である。（中略）現在のところ実務の強い要求により当期純利益の表示は残されている。しかし、IFRSの会計観からすれば、包括利益が唯一の利益であるから、今後も当期純利益を軽視する議論が出てくる可能性もあるので注意が必要である」⁹⁾と、IFRSと日本基準の「利益概念」について、両者の基本的な考え方かなりの違いがあると指摘し、IFRSの利益概念に疑問を呈している。

さらに、「原則主義」によって「包括利益計算書」に表示される「当期利益」や「包括利益」の算定について、企業独自の判断に委ねて良いのかといった問題もある。この点についても、十分議論が尽くされているとは言い難いのである。

IV. 業績評価指標としての包括利益

IFRSによる財務諸表は、損益計算書重視から貸借対照表重視へとパラダイム・シフトしたものである。このことは企業の事業活動にどのような影響を与えるのであろうか。現行会計制度では、期間損益として1会計期間の収益と費用を集計し、その差額を利益として計上する。しかも、ただ単に最終損益としての当期純利益だけを表示するのではなく、売上総利益・営業利益・経常利益・税引前当期純利益・当期純利益と各利益を段階的に表示する。このような表示は、段階的に示される各損益がどのような因果関係によって得られたのかが明確になり、多くの情報利用者にとって分かりやすい様式になっている。

これに対し、IFRSでは、期首と期末の純資産の増減によって企業の事業活動の成果としての利益を

認識する。しかも、「包括利益」に至るまでの段階的な利益表示は企業独自の判断に委ねており、これまでの表示方法から根本的に乖離した内容になっている。そして、さらに「その他の包括利益」を加味し、最終的に「包括利益」という新しい利益概念で企業業績を表示する。その場合、一部の項目しか「リサイクリング」を認めないということは、たとえば、過年度において「その他の包括利益」に計上した「評価損益」については、「包括利益計算書」に反映されることになる。したがって、その後、実際に有価証券を売却することによって発生した売却損益を「当期利益」に計上したとすると、結果として二重計上になってしまう。IFRSでは、このような理由で「リサイクリング」を認めていない。このように、「未実現利益」を内包する「その他の包括利益」を加味した最終損益である「包括利益」を、事業活動の全社的な「目標利益」として設定することに問題はないのだろうか、危惧するところである。

また、現行の日本基準での会計処理は、「細則主義」に基づき詳細な規定が設けられているが、IFRSではそのような細かい規定はない。あくまでも「原則主義」に基づいて会計処理が行われる。たとえば「減価償却」についていえば、日本基準では新たな工場建設や機械設備の増強など設備投資を行った場合、法人税法で定められた耐用年数に基き、償却方法（定額法・定率法・生産高比例法など）を用いて毎期費用として計上しなければならない「減価償却費」を算出する。資金管理の観点でいえば資本回収を図る数値として利用するといってもよい。

これに対し、IFRSでは耐用年数に関する詳細な規定はない。「(IAS第16号50項)」に耐用年数に関する規定が記されているが、それによると「耐用年数は、企業にとって資産を使用できると期待する期間である。よって、企業は、取得原価から残存価額を控除した額である償却可能額を、耐用年数にわたり規則的な方法で償却することになる」とし、さらに「償却年数の決定にあたっては以下のような要因のすべてを考慮する」(IAS第16号56項)としている。そして、次のような要因を挙げている。

① 資産について予想される使用様態

使用様態は、当該資産の予想能力または実際生産高を参考に検討される。

② 資産について予想される物理的自然減耗

資産を使用する交替制の回数、修繕及び維持計画、休止中の資産の維持管理などの運営上の要因に左右される。

③ 技術的または経済的陳腐化

生産技術の変化や向上、または当該資産によって製造される製品もしくは提供される役務に対する市場需要の変化から生じる。

④ 資産の使用に対する法的または類似の制約

関連するリースの満了日などが挙げられる。

「減価償却：depreciation」という会計処理は、適正な期間損益の算定という目的で、取得した有形固定資産の価値の減少分を、合理的な方法で費用配分を行う手続きのことである。そして、会計期間に配分された費用は、損益計算書上に「販売費及び一般管理費」のなかの費用の一科目である「減価償却費」という勘定科目を使用し計上する。したがって、費用計上については、資産の性格を適正に

評価し算定しなければ、計上された費用そのものが作為的な金額になる恐れがある。現行会計制度では法人税法に保有資産に対し耐用年数が細かく設定され、計上される減価償却費の金額に恣意性を持たせないようにしている。これに対し、IFRSでは費用の算定根拠になる耐用年数(償却年数)の決定は、先述した要因すべて考慮し、企業独自の決定に委ねている。このため、同じ資産であっても企業ごとに耐用年数(償却年数)が異なることも考えられる。

IFRSによる「包括利益計算書」の作成に際し、営業利益の表示の有無、非継続事業の開示の程度など、当該企業の開示条件について社内合意が必要である。また、利益管理の観点からすれば、日本基準では営業利益、経常利益、当期純利益などそれぞれ意義ある利益表示がなされているため、どの利益を達成目標にするかについては社内合意が得られやすい。これに対し、IFRSの「包括利益計算書」に表示される利益情報だけでは不十分であり、有効な情報活用といった点では、さらなる情報収集と分析が必要になる。また、投資家にとっても、企業ごと開示される情報の質に違いがあるため、これまで以上に詳細な検討が必要になる。

IFRSによる「当期利益」を理解するためには、それに至るまでの各費用の内訳に関する把握が必要になる。また、IFRSの最終損益である「包括利益」には、為替換算調整勘定や有価証券評価差額といった市場環境の影響を受けやすい項目や未実現利益も含まれている。これらの項目のなかには、いわば「管理不能項目」といってもよいものがある。このため、本来の事業活動以外の、しかも偶発的な要因によってもたらされる「当期利益」や「包括利益」を企業活動の業績評価指標として活用するには不適切な点が多い。企業はこのような利益を経営管理指標として活用できる可能性があるだろうか、大いに疑問が残るところである。

また、IFRSでは、「原則主義」に基づき、多くの会計処理や表示について選択適用を認めている。たとえ企業ごとに異なった判断をしたとしても、当該企業にはステークホルダーに対して、どうしてこのような判断を行ったのか、その理由を明確に説明する責任がある。もし、判断について合理性を欠き、妥当性がないとの評価を下された場合は、ステークホルダーから糾弾され、結果として企業価値の低下を招くことになるので、この点については特に問題はないとの見解を持っているようである。

V. おわりに

IFRSの基本的な考え方には、事業活動の成果としての企業業績を示すというよりも、企業価値そのものを示すことに力点が置かれている。特に上場企業の企業価値は株価に基づいて算定されることが多い。また、多くの投資家は「過去の実績」よりも「将来の企業価値」を知りたいという傾向もあり、当該企業の産み出す企業資金(キャッシュ・インフロー)の規模に関心を持つ。将来のキャッシュ・インフローに関する情報が記載されているのが「財政状態計算書(貸借対照表)」であり、多くの投資家は、必然的に「財政状態計算書(貸借対照表)」を重視することになる。

当該企業の将来のキャッシュ・インフローの情報を重視するという思考の背景には、極論すれば、この企業はいくらで買収できるのか、あるいは反対にいくらで売却できるのかという問題に関心が向くように思われる。確かにIFRSが多くの国々で導入されたとすれば、世界共通の尺度になるかも知

れない。しかし、IFRSの根底には、企業価値を将来のキャッシュ・インフローの金額の多寡だけで評価するという、極めて偏狭な考え方に基づいている。今一度、企業の存在理由を本質的な次元から議論すべきである。

さらに、先述したように、IFRSの特徴のひとつに「原則主義」によって会計処理が行われることが挙げられる。我が国では、一定のルールや数値基準が細目にわたり規定されている「細則主義」という方法によって会計処理を行っている。このため、各取引の会計処理を巡る諸規則との整合性や適合性などについて、細目にわたる検証を必要としない。「原則主義」を旨とするIFRSでは、当該企業の経営方針や政策に沿った会計処理を行うことに主眼が置かれることになる。したがって、投資対象とした企業や関心を持っている企業などの会計処理に関して疑問を持つ投資家等から疑問点や質問事項が出された場合、当該企業はそれらに対し納得のいく説明が求められる。しかし、その説明も質の面で企業間にバラツキが生じることも予想され、信頼性という点でも問題が残る。

IFRS導入については、近い将来、我が国でも実現すると思われるが、現在、その導入を巡り賛否両論が活発に展開されている。導入賛成派の意見を集約すれば、「グローバル化に乗り遅れる」ということになる。これに対し、反対派の意見はさまざまで、その多くは「時価会計の全面採用は金融資本の動向の過大な影響を受け、本来の事業活動とかけ離れた次元での制約条件になる」、「各国の実情に合わせた会計制度で運用すべきである」、「金融資本偏重の資産評価で企業実態を反映したものになっていない」「導入するとしても強制適用でなく、任意適用にすべきである」といったものである。また、「貸借対照表に時価の変動を反映させれば、それは必然的に包括利益も変動させるし、基準によっては、純利益も変動する。本業以外の株価をはじめとするマーケットの動向で本業の利益が埋没するような会計はおかしいという意見が日本の経営者を中心に聞かれる」⁽¹⁰⁾という意見もある。

このような状況にあって、我が国へのIFRS導入の賛否についての議論は、いたずらに対立させたまま一方的に意見を主張するだけでなく、両者に対しては、関係機関のコンセンサスを得る継続的な努力を期待したいのである。

注

- (1) 「会計ビッグバン」と称される会計制度の主な改訂内容は、「税効果会計」「時価会計」「退職給付会計」「減損会計」「企業結合会計」「キャッシュ・フロー計算書作成」など多岐にわたっている。
- (2) 本来、IFRS (International Financial Reporting Standards) は「国際財務報告基準」と表示すべきであるが、近年は「国際会計基準」とするケースが多い。したがって、本稿もそれに倣っている。
- (3) 「その他の包括利益」の例として、その他有価証券評価差額金(長期保有目的の有価証券の帳簿価格と時価の差額)、為替換算調整勘定(為替レートの変動による海外子会社の資産価値の増減)、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定などがある。
- (4) 「(IAS第1号99項)」および「(IAS第1号105項)」を参照のこと。
- (5) 「(IFRS第5号33項)」を参照のこと。
- (6) 「(IFRS第5号1項)」を参照のこと。
- (7) 「(IFRS第5号30項~33項)」を参照のこと。

- (8) IFRS「概念フレームワーク」の中の「2財務報告の目的、質的特性及びそれらの制約」には「概念フレームワークは、財務報告の目的として、財務諸表の利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供すること」を挙げている。
- (9) 岩井克人他5名「日本のIFRS(国際財務報告基準)対応に関する提言」『東京財団政策研究』(2010.12)公益財団法人 東京財団, pp.8-9
- (10) 『週刊エコノミスト』(2009年11月3日)の中の西川郁男企業会計基準委員会委員長のインタビュー記事「IFRS導入は総論賛成だか、課題は山積」より引用。なお、西川氏は2012年同役職に重任され現在に至っている。

参考文献

- 伊藤邦雄(2011.3)「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』(第63巻第3号)中央経済社
- 岩井克人・佐藤孝弘(2011)『IFRSに異議あり』日本経済出版社
- 岩井克人他5名「日本のIFRS(国際財務報告基準)対応に関する提言」『東京財団政策研究』(2010.12)公益財団法人 東京財団
- 金子智朗(2011)『原則主義の会計力』日本実業出版社
- 古賀智敏監修 鈴木一水・國部克彦・安井一浩・有限責任あずさ監査法人編(2011)『IFRS 国際会計基準と日本の会計実務(三訂補訂版)』同文館出版
- 田中建二(2012.6)「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』(第24巻第6号), 第一法規
- 中井和敏(2011.3)「IFRSによる業績評価指標としての『包括利益』」『東洋学園大学紀要』(第19号)東洋学園大学
- 中井和敏(2013.3)「IFRSによる『財政状態計算書』」『東洋学園大学紀要』(第21号)東洋学園大学
- 深見浩一郎(2012)『IFRSの会計』光文社新書
- 新日本有限責任監査法人編(2009)『完全比較 国際会計基準と日本基準』レクスネクシス・ジャパン(株)
- IFRS財団編・企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳(2012)『国際財務報告基準(IFRS)2012 IFRS財団公認日本語版』中央経済社
- 毎日新聞社編『週刊エコノミスト』(2009年11月3日)西川郁男企業会計基準委員会委員長のインタビュー記事「IFRS導入は総論賛成だか、課題は山積」
- デトロイトトーマツFAS(株)編(2100)『IFRS財務4表の読み方と経営分析』かんき出版
- 有限責任あずさ監査法人IFRS本部編(2012)『IFRSの基盤となる概念フレームワーク入門』中央経済社
- 金融庁HP (<http://www.fsa.go.jp/>)
- 東京証券取引所HP (<http://www.tse.or.jp/>)
- 日本会計士協会HP (<http://www.hp.jicpa.or.jp/>)

